

広島県告示第五百六十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十一条の規定によって、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定の辞退があった。

平成十九年五月十日

広島県知事 藤田雄山

名称	所在地	辞退年月日
特別養護老人ホーム第三 いこいの園	広島市西区己斐上六丁目九三九―一	平成一八年三月三一日
特別養護老人ホームあき なかの	広島市安芸区中野三丁目九―五	平成一八年三月三一日